

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月10日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで